

令和6年産収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）について

鹿児島県拠点経営所得安定対策ナラシ担当

1. ナラシ対策は、経営に着目したセーフティーネットであり、米、麦、大豆の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度であり、令和6年産は県全体で274経営体が加入しました。
2. 米の需要について、令和6年産米は前年産より販売価格が高く推移していますが、仮に標準収入額を下回ることとなればナラシ対策の発動となりますので、発動に備えて準備を行っていく必要があります。
3. このため、収入減少影響緩和交付金の交付申請書（様式第10-1号）と次の数量確認書類（①～③）を、令和7年4月30日までに県拠点へ提出できるようにナラシ加入者の米の販売確認等（証拠書類の準備）を早めをお願いします。
 - ① JA・集荷組合へ出荷する米については、県拠点からJA・集荷組合へ2月中に米穀の数量証明の依頼を行い、3月中に県拠点へ数量証明書の提出をしてもらうスケジュールで、現在、準備を進めています。
 - ② JA・集荷組合以外に米穀を販売した米については、米穀の検査証明書や、販売伝票等で販売が確認できる書類の提出が必要です。

この際、販売伝票等で主食用として出荷・販売したことが確認できる事が必要です。（5年産より申請時に販売計画を立てたものが対象となります）
 - ③ 直接消費者へ販売した米については、米穀の検査証明書のほか、直接販売した米穀の販売数量報告書（別紙参考様式第6号-1（玄米）、6号-2（精米）と、販売伝票等で主食用に販売及び数量等が確認できる書類の提出が必要です。

なお、農産物検査によらない方法により数量確認した場合もナラシの交付対象となります。詳しくは、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の出荷・販売実績（生産実績数量）の確認資料をご確認いただき、不明な点があれば県拠点まで連絡いただきますようお願いいたします。
4. また、集落営農組織の構成員が収入保険に加入している場合の生産実績数量の控除については、別添資料を一読いただきますようお願いいたします。

※5年産より系統出荷分のゼロ契約は対象外であり、申請時に提出した米穀の出荷・数量報告書（様式10-11号）で計画したものが対象となります。詳しくは別添の事前契約の注意点をご覧ください。

3

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：419億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、経営に着目した農家拠出を伴うセーフティネットであり、米及び畑作物の価格が下落した際等の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【交付対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

※交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

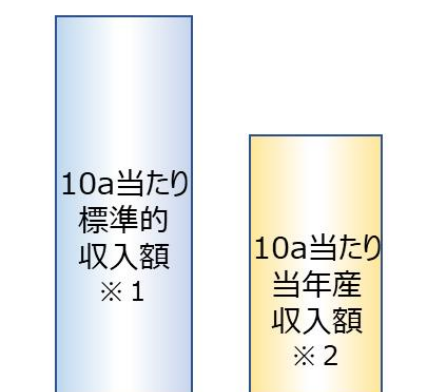
【対象作物】 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

（1）ナラシ対策の仕組み

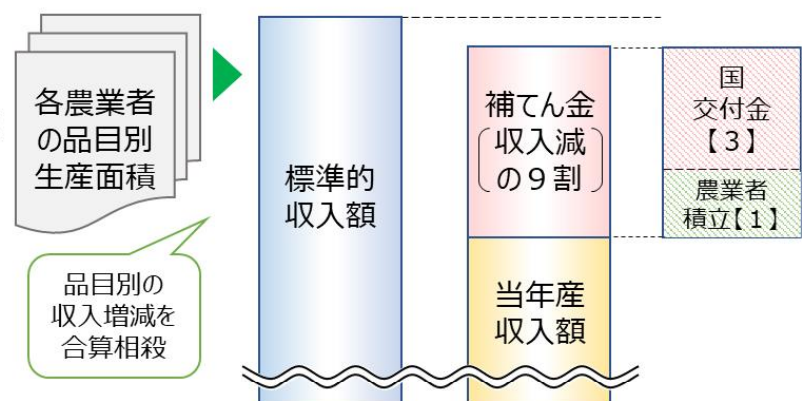
- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。
- 農業者ごとの収入差額の計算にあたっては、毎年定める地域別及び品目別の標準的収入額及び当年産収入額と、農業者の生産実績数量から換算した生産面積を用います。
- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担するため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。

交付金算定の概念

地域・品目別の計算



農業者別の計算



$$\text{補てん額}^{\ast 3} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

※1 直近5年のうち、最高年と最低年を除く3年の平均収入額

※1、2 米の場合、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、実単収を乗じて算出

※3 補てん額は農業共済に加入していることを前提に減額調整

(4) ナラシ対策の補てん対象（生産実績数量）

- 令和4年産から、需要に応じた米生産を後押しするため、ナラシ対策の補てん対象となる米は農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの等に限定されています。
- このため、米を生産する予定の農業者は、加入申請時（令和6年7月1日まで）に、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要です。

米

- 農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの（種子用は除く）で、
- (1) 農業者がJA等の集出荷業者との間で、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、生産翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したもの
 - (2) 農業者又は農業者から委託を受けた者が、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、生産翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたものが対象です。

麦、大豆等

ゲタ対策（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

「出荷・販売契約数量等報告書」について

農業者ごとに、以下(1)、(2)の契約・計画数量を整理・集計したもの（生産年6月30日時点）。

- (1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米： 取引先ごとの契約数量
- (2) (1)以外へ直接販売する米： 販売チャネル（①卸・小売、②中食・外食、③消費者、④その他）ごとの計画数量及び前年実績

（抜粋イメージ） 出荷・販売契約数量等報告書

- (1) JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

出荷・販売先	契約数量
JA〇〇	〇〇kg
▲▲商店	▲▲kg

(1)は、原則、取引先ごとに6月30日時点の契約数量が補てん対象の上限となります。ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。（当面の取扱い）

- (2) (1)以外の者に直接販売する米の計画数量

販売先区分	計画数量	（参考）前年実績
①卸・小売	〇〇kg	〇〇kg
③消費者	▲▲kg	▲▲kg

(2)は、実需と結びついていないため、6月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象の上限となります。（当面の取扱い）

注1) (1)の契約数量の確認資料として、各出荷・販売先の出荷契約書の写し等を添付してください。

注2) (1)の契約数量と(2)の計画数量の合計数量が、米の生産予定面積から勘案して過大となっているように見受けられる場合等には、個別に事情をお聞きすることがあります。

注3) 契約数量が0や空欄、計画数量が全く記載されない場合は原則交付対象外です。

出荷・販売実績（生産実績数量）の確認資料

- 米については、生産した翌年の3月31日までの主食用米の出荷・販売実績（生産実績数量）を確認できる書類の提出が必要です。
（麦、大豆等の米以外の品目は、ゲタ対策の数量払と同じです（8、9ページ参照）。）
- 令和4年産から農産物検査制度において「水稻うるち玄米」に限り、機械鑑定を前提とした検査規格が追加されたため、従前の等級検査の結果に加えて、機械鑑定の結果も数量確認に用いることが可能となりました。
- 農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、交付対象としています。

米の生産実績数量に係る確認書類

- ① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類
（販売伝票等）
- ② 1. 70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類
（1. 70mm以上のふるい目で調製したことが明記された販売伝票等）
- ③ 水分含有率16. 0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類
（水分含有率16. 0%以下であることが明記された販売伝票等）
※醸造用玄米は都道府県ごとに設定
- ④ 産地、品種※、産年が確認できる書類
（種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等）
※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る



農産物検査を受検した場合

上記②～④の提出について、次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は省略可能

- ・ 3等以上に等級格付けされたもの
- ・ 水稻うるち玄米の機械鑑定による場合、死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16. 0%以下の全ての規格を満たすもの

注）確認書類及びその根拠となる書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

確認書類の提出例 1 農産物検査で等級格付された米

- ・ ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・ 農産物検査結果通知書（3等以上）

確認書類の提出例 2 農産物検査で機械鑑定した水稻うるち玄米

- ・ ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・ 農産物検査結果通知書（死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16. 0%以下の全ての規格を満たすもの）

確認書類の提出例 3 農産物検査を受検しない米

- ・ ①～④の書類（ただし、①～④の全部または一部が同一の書類に記載（追記不可）されている場合は、当該書類をもって重複部分に係る書類の提出を省略することが可能）

集落営農の構成員が収入保険に加入している場合の ナラシ対策の生産実績数量の控除について

令和7年4月に提出いただく、令和6年産の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の交付申請に当たっては、次の点に御留意ください。

ナラシ対策と収入保険は重複加入ができないこととなっているため、収入保険に加入している構成員がいる場合、集落営農の経理処理の方法（いわゆる枝番方式、又はプール方式）の違いにより、4月の交付申請において、集落営農の生産実績数量から当該構成員分の数量を控除する必要がある場合と必要がない場合がありますので、今一度、構成員ご本人に収入保険の加入内容についてご確認ください。

① 控除が必要な場合

枝番方式（構成員ごとの作付面積、収穫量、売上が把握できる場合）

構成員A	〇〇集落営農（枝番方式）		収入保険
収入保険 （野菜＋米）	ナラシ対策 （米＋大豆）		ナラシ対策
構成員A 野菜	〇〇集落営農（構成員A） 米	〇〇集落営農（構成員B） 大豆	
	〇〇集落営農（構成員C） 米	〇〇集落営農（構成員D） 大豆	

※集落営農で取り組んだ農産物の生産実績数量から、構成員Aの数量を**控除する必要があります**。
（交付申請書に、当該構成員に係る数量が確認できる書類を添付して提出してください。）

② 控除の必要がない場合

プール方式（構成員ごとの作付面積、収穫量、売上が把握できない場合）

構成員A	▲▲集落営農（プール方式）		収入保険
収入保険 （野菜）	ナラシ対策 （米＋大豆）		ナラシ対策
構成員A 野菜	〇〇集落営農（構成員A） 米	〇〇集落営農（構成員B） 大豆	
	〇〇集落営農（構成員C） 米	〇〇集落営農（構成員D） 大豆	

※集落営農で取り組んだ農産物の生産実績数量から、構成員Aの数量を**控除する必要はありません**。
（構成員個人で取り組んでいる農産物のみで収入保険に加入しており、重複加入となっていないため。）

連絡先：九州農政局鹿児島県拠点（099-222-7591）
担当：堀留・能野・南柿（経営所得安定対策担当）

R 5 年産以降のナラシ事前契約関係の注意点について

- ・ナラシ対策では R 4 年産から農業者が出荷販売する米穀について、事前契約等を要件化しております。
- ・このうち、農協等との数量ゼロの出荷・販売契約や、当初の販売計画立てていないにもかかわらず実需者に販売し、ナラシ対策の交付申請を行う事例は、需要に応じた米生産の実効性を確保する観点からは適切と言い難いことから、令和 5 年産以降の取扱いを見直しました。
- ・令和 5 年産以降は、下記の点に注意して加入申請いただくようお願いします。

R5年産以降の加入申請時の注意点

- 1 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者への出荷・販売について
数量ゼロの出荷・販売契約 ➡ **原則、交付対象外** とします
- 2 実需者等への直接販売について
全ての販売区分が数量ゼロ・空欄の販売計画 ➡ **交付対象外** とします

5 年産の加入申請時に、「ゼロ」や空欄のある場合、
出荷・販売してもその分は交付対象外となりますのでご注意ください

交付対象の考え方、具体例は次ページ以降をご確認ください

1 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者への出荷

交付対象の判断

加入申請 (6/30)時点	交付申請 (翌4/30)時点	交付 対象	備考
事前契約	生産実績数量		
契約あり	事前契約数量の範囲内 (取引先ごとの事前契約数量 及びそれらの合計数量)	○	
	事前契約数量を超過した分	△	・超過分は取引先ごとに上乗せ更新の 再契約 が必要です ・実際の出荷数量の合計が事前契約数量の合計内に収まっても、取引先ごとの個別の出荷数量がそれぞれの事前契約数量を超過する場合は上乗せ更新の契約が必要となります（別紙例 1）
	〔事前契約数量を超過した分 (事前契約数量がゼロの場合)〕	×	・需要に応じた米生産の実効性を確保する観点から、予め契約数量を取り決めた上で加入申請する必要があります ⇒ 事前契約数量がゼロの契約は交付対象外（別紙例 2） ※変更点 (R 5 年産以降)
契約なし	—	×	・需要に応じた米生産の実効性を確保する観点から、予め契約数量を取り決めた上で加入申請する必要があります

- ・実際の出荷実績が事前契約数量から大幅に乖離する場合は、その理由をお聞きする場合があります。
- ・加入申請時点で、実需者等への「販売計画数量」として計上していた数量の全部又は一部を農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者に出荷・販売する場合も、上記に従って取り扱います。
- ・事前契約をしていない場合及び事前契約数量をゼロとしている場合は、出荷・販売してもその分は**交付対象外**となりますので、ご注意ください。

2 実需者等（卸・小売・外食等）への直接販売

交付対象の判断

加入申請 (6/30)時点	交付申請 (翌4/30)時点	交付 対象	備考
販売計画	生産実績数量		
計画あり	当初の販売計画数量の 範囲内	○	・ 加入申請時点の販売計画とは別の販売先区分に変更・追加し、出荷・販売しても構いません（別紙例4）
	当初の販売計画数量を 超過した分	○	・ 加入申請時点の販売計画とは別の販売先区分に変更・追加し、出荷・販売しても構いません（別紙例4） ・ 実需に基づき販売されたものであるため、実際の販売実績を交付対象とします
計画なし	—	×	（販売計画に0と記入している場合） ・ 加入申請時点で、全ての販売先区分の販売計画数量がゼロの場合は、需要に応じた計画的な米生産を行っているとみなせず、計画なしの扱いとします ⇒交付対象外（別紙例3）※変更点（R5年産以降）
			（販売計画が空欄の場合） ・ 計画なしの扱いとします ⇒交付対象外（別紙例3）※変更点（R5年産以降）

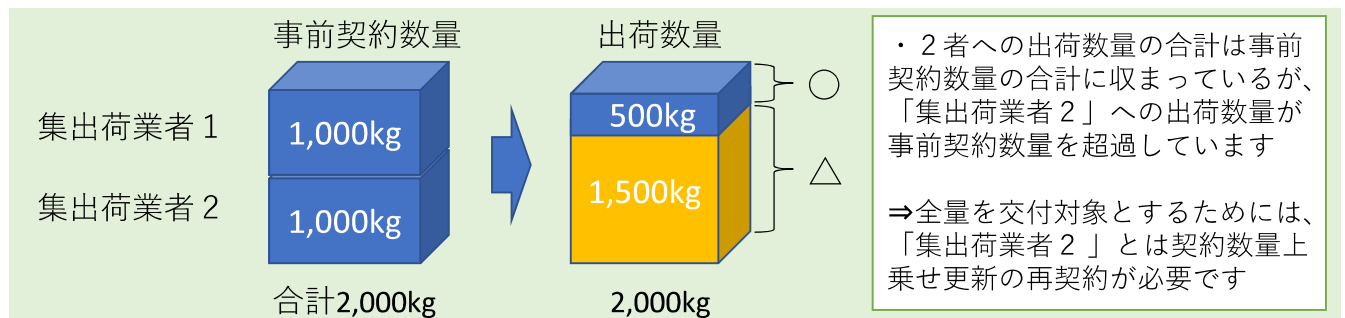
- ・ 生産予定面積と地域の平均単収、あるいは前年の出荷・販売実績と照らし合わせた上で、実際の販売実績が販売計画数量から大幅に乖離する場合は、その理由をお聞きする場合があります。
- ・ 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者との事前契約数量の全部又は一部を実需者等（卸・小売・外食等）に直接販売する場合も、上記に従って取り扱うこととします（別紙例5、6）。
- ・ 販売計画が全くない場合は、販売してもその分は交付対象外となりますので、ご注意ください。

3 具体例

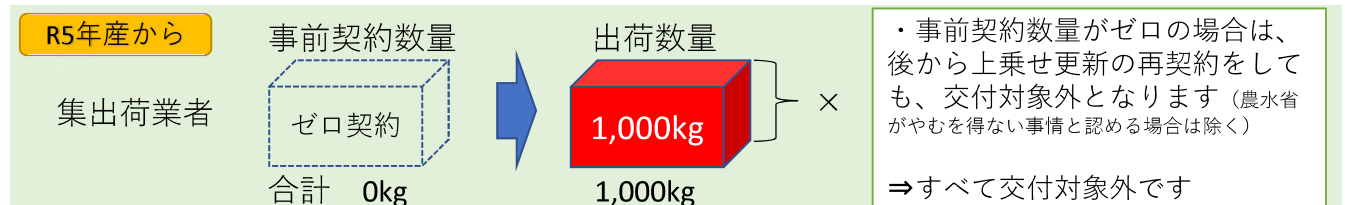
以下の具体例では、次の通り表記します

- ・ 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者・・・「集出荷業者」
- ・ 実需者等（卸・小売・外食等）・・・「実需者」

【例1】2者の集出荷業者と事前契約を締結

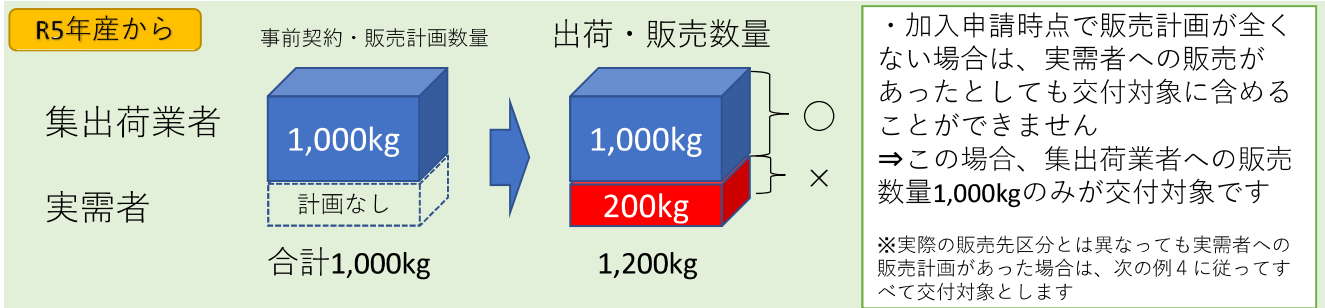


【例2】集出荷業者と事前契約を締結（事前契約数量が0の契約）

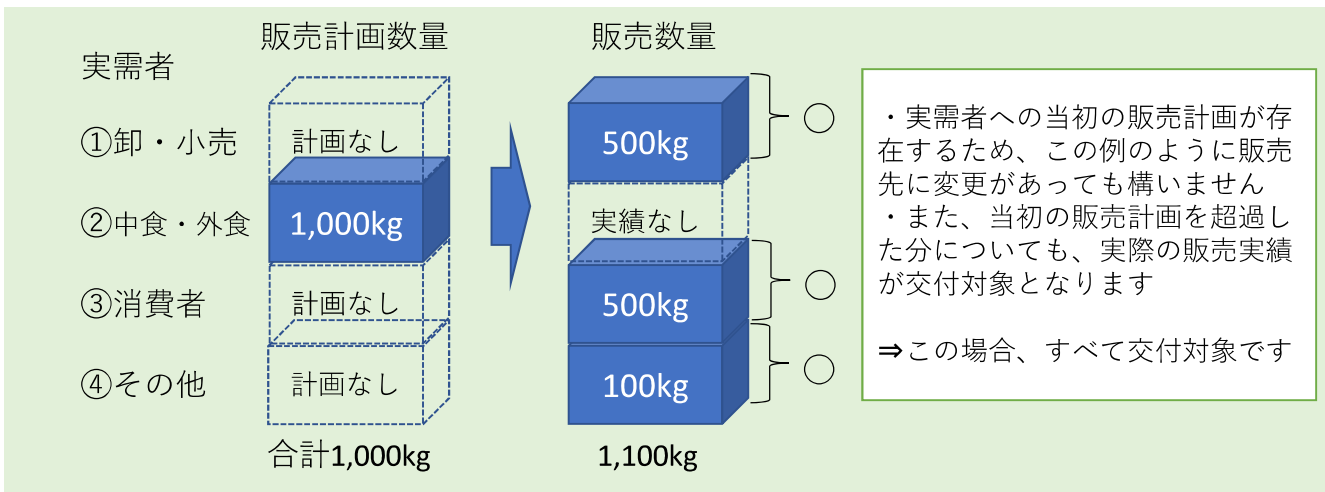


3 具体例

【例3】集出荷業者との事前契約のみで、実需者への販売計画は全くない

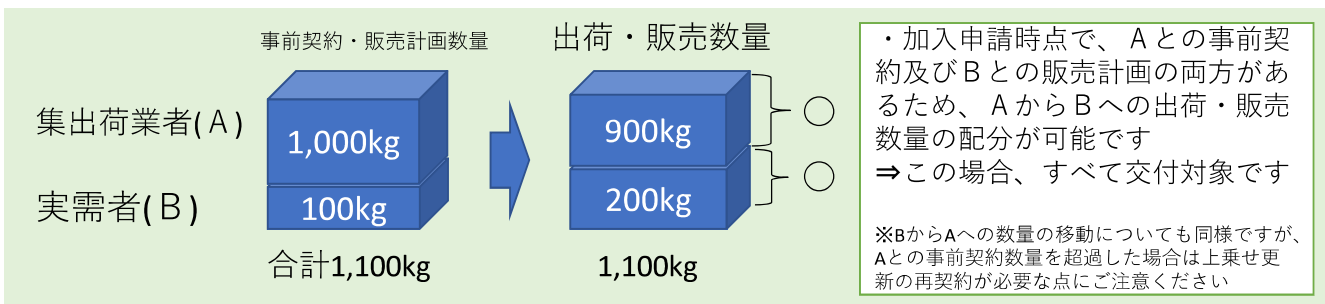


【例4】実需者への販売計画に対する、販売先区分の変更

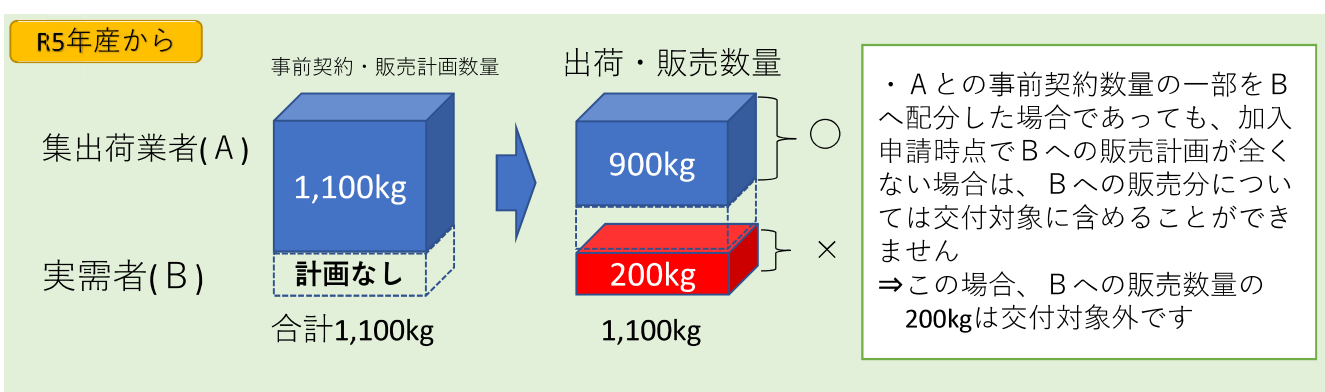


3 具体例

【例5】集出荷業者向けから実需者向けへの数量の配分

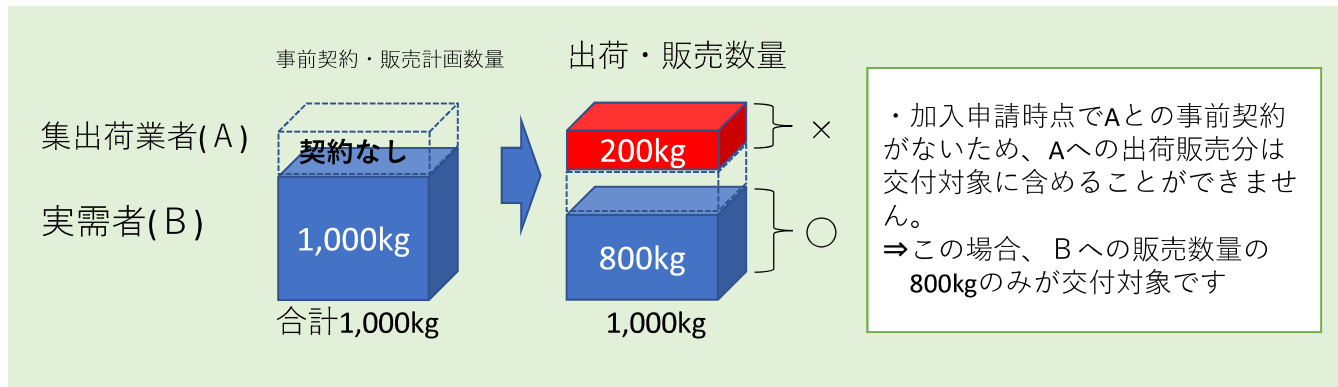


【例6】集出荷業者向けから実需者向けへの数量の配分（販売計画がない場合）

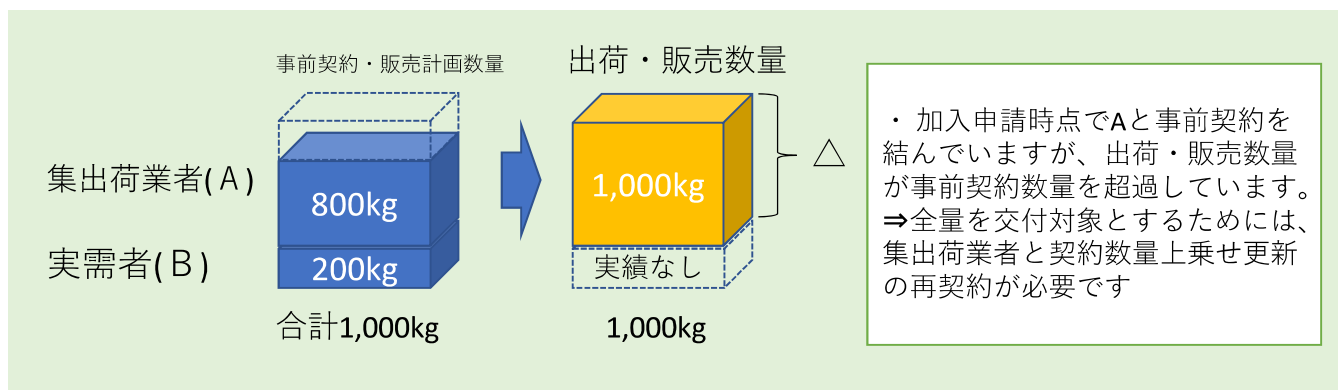


3 具体例

【例7】実需者向けから集出荷業者向けへの数量の配分（出荷・販売契約がない場合）



【例8】実需者向けから集出荷業者向けへの数量の配分（出荷・販売契約がある場合）



直接販売した米穀の数量報告書（玄米）

販売の相手先	販売の相手先の業種 （下記から選択してください） ①卸・小売 ②中食・外食 ③消費者 ④その他	銘柄名	契約年月日 ※ 4月1日以降に 販売予定である もののみ記入す る。	販売(予定)年月日	個数	販売対象数量（kg）
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
合 計						

（注意事項）

- （1）交付前年度末（収穫年の翌年の3月31日）までに販売したもの又は販売契約を締結して販売の対象としたものの玄米数量を、販売の相手先ごと、銘柄（例えば、令和〇年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ玄米〇kg詰め等）ごとに分けて、すべて記入してください。（同一の販売相手先に係る販売契約が複数ある場合等において、同一販売先に係る記述が複数行にまたがっても構いません。また、販売先ごとの小計を計算する必要もありません。）
- （2）1kg未満の端数があるときには、切り捨てにより整理してください。
- （3）販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等（当年産の銘柄ごとの販売（予定）年月日、販売対象数量が確認できる書類）の写しを添付してください。（インターネットやFAX等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状（代金請求書）、受領書等注文を受けて販売の対象としたことの事実が確認できる書類の写しで可。）

別紙参考様式第6の2

直接販売した米穀の数量報告書（精米）

販売の相手先の業種 （下記から選択してください） ①卸・小売 ②中食・外食 ③消費者 ④その他	販売の相手先	銘柄名	契約年月日 ※ 4月1日以降に 販売予定であるも ののみ記入する。	販売（予定）年月日	個数	販売対象数量（kg）
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
	小計					
	玄米換算数量の小計（小計×110/100）					
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
			年 月 日	年 月 日		
	小計					
	玄米換算数量の小計（小計×110/100）					
玄米換算数量の合計						

（注意事項）

- （1）交付前年度末（収穫年の翌年の3月31日）までに販売したもの又は販売契約を締結して販売の対象としたものの精米数量を、販売の相手先ごと、銘柄（例えば、令和〇年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ精米〇kg詰め等）ごとに分けて、すべて記入してください。（同一の販売相手先に係る販売契約が複数ある場合等において、同一販売先に係る記述が複数行にまたがっても構いません。）
- （2）販売の相手先の業種（①～④の区分）ごとに精米で販売した数量を小計し、100分の110を乗じることにより換算した玄米数量を記入してください。1kg未満の端数があるときには、換算量小計ごとの切り捨てにより整理してください。玄米換算数量の合計は、小計ごとの玄米換算数量をすべて合計して記入してください。
- （3）販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等（当年産の銘柄ごとの販売（予定）年月日、販売対象数量が確認できる書類）の写しを添付してください。（インターネットやFAX等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状（代金請求書）、受領書等注文を受けて販売の対象としたことの事実が確認できる書類の写しで可。）